第五十七条の二の七第一項の表及び第二項中「百分の五・四」を「百分の七・七」に改める。

第五十八条中「第八条の四」を「第八条の六」に、「、第十三条、第十四条」を「、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二第一項、第十二条の四から第十四条まで」に、「第二十九条の十八まで、第三十一条」を「第二十九条の八まで、第二十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項、第三十条の二」に、「まで及び」を「まで、第三十二条の三並びに」に、「第五十七条」を「第五十八条」に改める。

附則第四条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第二十項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第四条の二第十一項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第九号」を「第四十五条の二第一項第八号」に改め、同条第十九項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第四条の七の見出しを「（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）」に改め、同条中「第四十八条の九第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「附則第五条の五」を「附則第五条の五第一項」に、「同条第一項」を「同項」に、「寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第四十八条の九の規定の適用がある場合における法附則第五条の五第二項の規定の適用については、同項中「特例控除対象寄附金」とあるのは、「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（法附則第七条の六第一項の外国法人等）

第五条の二の二　法附則第七条の六第一項に規定する政令で定める外国法人は、租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げる租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。

2　前項の規定は、法附則第七条の六第三項に規定する政令で定める外国法人について準用する。

附則第六条を附則第五条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第八条の六第一項の外国法人）

第六条　法附則第八条の六第一項に規定する政令で定める外国法人は、租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げる租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。

附則第六条の二に次の一項を加える。

9　法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十二項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十二項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

附則第七条第十八項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「につき」を「について」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19　法附則第十一条第十三項第一号イに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

一　共同住宅（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部が木造であるものに限る。）以外の家屋であること。

二　当該家屋について行う増築、改築、修繕又は模様替の工事（当該工事と併せて行う家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。以下この号において「増築等の工事」という。）に要した費用の額（当該増築等の工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該増築等の工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。）の交付を受ける場合には、当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が三百万円以上であること。

附則第九条第二項中「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を削る。

附則第十条第四項中「に読み替えるもの」を削り、同条第十三項中「からハまで」を「及びロ」に改める。

附則第十一条第七項中「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を削り、同条第十一項中「次の各号に掲げる設備で総務省令で定める」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充塡するための設備で総務省令で定めるもののうち、一基の取得価額として総務省令で定めるところにより計算した金額が一億五千万円以上の」に改め、各号を削り、同条第十六項を次のように改める。

16　法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車又は原動機を有する客車にけん引される客車のうち運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

附則第十一条第四十六項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十八項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十七項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十七項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十七項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第四十五項に規定する特定電気通信設備」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十五項」を「同条第四十五項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十六項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同条第四十一項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十二項」に、「その他の」を「その他これに類するものとして」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十